

平成 18 年 8 月 23 日

「補助 54 号線・区画街路 10 号線の事業認可申請について—抗議および要求—」

要求事項：

1. 私たちは補助 54 号線・区画街路 10 号線の事業認可申請が提出されたことに
対し抗議し、取り下げを要求します
2. 下北沢の都市計画を再検討するにあたり、しっかりとした話し合いが出来る場
として新たなラウンドテーブルを設置することを要求します

「セイブ・ザ・下北沢」

代表 金子 賢三・下平 憲治

〒155-0031

東京都世田谷区北沢 3-19-3-2F

NEVER NEVER LAND 方

理由：

世田谷区は街づくりを推進するにあたり、「世田谷区 街づくり条例」の基本理念(第 2 条)に、「区民は、健康で文化的な都市生活を享受し、機能的な都市活動を行うため、自己に関係する街づくりに参加する権利と責任を有する。区内において行われる街づくりは、安全で住みやすい快適な環境の市街地の形成を目指して総合的かつ計画的に進められるべきものであり、区民等の参加及び提案並びに区民等、事業者及び区の相互間における信頼、理解及び協力関係によって成立することを確認する。これらのことは、常に尊重されなければならない。」

と記しています。よって私たちは区民としての権利と責任を全うするために、今まで数々の健全な街づくり活動をおこない、その成果を検討の対象として扱っていただきたいと要求してきたわけでしたが、残念なことにこれらのことはずっと無視されてきました。また、悲しいことに未だに「正式に話を聞いてもらえる場」さえつくられずにいます。このことは世田谷区が自ら示す街づくりの基本理念に反するものです。また、以下列記する部分においても、それぞれにおいて、世田谷区は街づくり条例を違反する行為をおこなっていると考えています。

- 一. 世田谷区は下北沢地域の都市計画を決めるに際し、街づくり懇談会との話し合いを基にしたと公表していますが、街づくり懇談会は区民の自主的な参加を約束する体制をとっていないため、世田谷区街づくり条例に則した団体とは認められないばかりか、

そのために捻出した経費に税金が投入されたことは、第 25 条「地区街づくり協議会への助成」に違反しています。

一. 世田谷区は 2003 年 3 月に補助 54 号線の計画変更決定をする際、この計画道路が国の定める連続立体交差事業の必要条件から外れているにも関わらず、その必要性をデータ解析等によって検証することを怠りました。その後つくられた「交通量データと費用便益計算」では国が国庫金をつけうる基準を下回る数値しか示せないのではないかとの疑義に対し、今だその計算内容さえ公表しようとしていません。これは世田谷区街づくり条例第 27 条「情報の提供」に違反するものです。

一. 世田谷区は 2006 年 4 月に市民により自主的におこなわれた「住民と商業者に対するアンケート」によって、多くの市民がまだこの道路計画を前提とした都市計画に多くの疑問と不安をもち、説明を必要としているという結果を示していることを無視しました。また同時に提出された「市民代替案」に対して、多くの都市計画専門家がその検討プロセスとアイデアに対する支持を表明したにも関わらず、これを検討することなく退けました。これは世田谷区街づくり条例第 11 条「地区街づくり計画」3 項に違反するものです。

一. 世田谷区は 2006 年 2 月、この地区の重要な直接利害関係者である、下北沢でお店を営む 510 店舗の商業者から、補助 54 号線を前提とした都市計画の見直しを求める要望書が提出され、未だ十分な話し合いの機会はもたれていません。これは世田谷区街づくり条例第 4 条「区の責務」に違反するものです。

以上